

わたしには
できることが
ある

関係機関・関係者のための

ふくしま 子どもの 虐待防止連携 マニュアル

福島県虐待から子どもを守る連絡会議編
平成16年 福島県



児童虐待防止うつくしま宣言

1989年(平成元年)に国連で採択された「子どもの権利条約」は、すべての子どもたちの権利が守られること、子どもの成長を育む環境である家族が、社会においてその責任と役割を十分に果たせるよう、必要な保護や援助を与えられるべきであることをその前文にうたっています。

私たちが暮らす福島県は、一人ひとりが大切にされ、いきいきと生活できる社会の形成「いのち・人格・人権の尊重」を県づくりの理念として掲げています。

近年、大きな社会問題となっている児童虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える許すことのできない人権侵害です。

一方、虐待をしてしまう保護者も多くの悩みや問題を抱え、援助を必要としています。

私たちは、子どもの人権に係わる者として、ここに「児童虐待防止うつくしま宣言」を行い、「子どもの最善の利益」を守るため、力を合わせて次の事項に取り組みます。

- 一 児童虐待についての関心と理解を深め、子どものSOSを見逃さず対応します。
- 一 あたたかい家庭を取り戻せるように、子どもの保護・援助だけでなく、保護者等家庭全体への援助を行います。
- 一 支援を望む人への支援だけでなく、支援を必要とする家庭へ積極的にアプローチします。
- 一 家族は「地域」に支えられるものと認識し、関係機関が連携して援助します。
- 一 「わたしにはできることがある」ことを常に意識し、自分の所属する機関・組織の特性を生かした役割を担います。

平成16年3月

福島県虐待から子どもを守る連絡会議

福島地方法務局	福島家庭裁判所	福島県弁護士会
福島県医師会	福島県保育協議会	福島県民生児童委員協議会
福島虐待問題研究会	福島県市長会	福島県町村会
福島県学校保健会	福島県警察本部	福島県教育委員会
福島県		

関係機関・関係者のための

ふくしま子どもの 虐待防止連携マニュアル

福島県虐待から子どもを守る連絡会議 編
平成16年 福島県



はじめに

児童虐待は、児童の心と体の発達に深刻な影響を与える重大な人権侵害であり、ときには生命までもおびやかすあってはならない行為です。

平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童に対する虐待の禁止や防止に関する国や県の責務、虐待を受けた児童の保護などについて定められました。これを契機に、住民の虐待への関心が高まり、教育や福祉など児童に携わる多くの機関が児童虐待の防止に積極的に取り組んできました。しかし、悲惨な児童虐待のニュースは後を絶たず、児童相談所や保健機関が関わっているながら、児童の死が防げないことすらありました。

虐待は、家庭が抱える夫婦関係、経済困窮等の問題、子どもの疾病等多くの要因が複合的、連鎖的に作用して発生しており、一家族の問題にとどまらず社会病理の問題と考えられます。こうした複合的問題を抱える家族へ、単独の機関の限られた機能で効果的な支援を行うことは困難であり、関係機関が連携して支援することが必要です。的確な連携のためには、問題解決に結びつく機能を持った関係機関がお互いの機能を理解し、情報や支援目標を共有化することが重要であり、これを踏まえて役割分担をして対応することが求められます。

県では、平成13年に「福島県虐待から子どもを守る連絡会議」を設置し、関係機関の連携を強化するため協議を重ねてきました。そして、この度、迅速な連携が行えるよう、各機関の機能や対応、連携のための会議の持ち方など実際に必要な情報をまとめ、「ふくしま子どもの虐待防止連携マニュアル」を作成いたしました。児童虐待防止に取り組む関係機関の皆様にご活用いただき、適時適切な対応がとられることを心より願っています。

さらに、皆様には「児童虐待防止うつくしま宣言」を常に心に留め置き、「わたしにはできることがある」という積極性と、「家族は地域に支えられる」という連携の精神をもって、地域におけるセーフティーネットをより確かなものにしていただきたいと思います。

最後に、本マニュアルの作成に御協力をいただきました関係機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成16年3月

福島県保健福祉部長 穴沢 正行

目 次

1. 子ども虐待とは …………… P 1	8. ネットワーク会議の進め方と留意点 …………… P 32
(1) 虐待にはどのような種類があるのでしょうか	(1) ワーキンググループ会議の目的
(2) 虐待とDV（ドメスティックバイオレンス）との関係	(2) 開催と出席者
(3) 虐待の判断	(3) ワーキンググループ会議の進行（一般的例）
(4) 虐待はなぜ起こるのでしょうか	(4) 会議の有効な進め方と留意点
(5) 虐待を受けた子どもたちの心身の傷つき	
2. 虐待の発見、通告、相談、援助の流れ …………… P 5	9. 虐待防止のためのネットワークを支える子育て支援ネットワーク …………… P 35
3. 虐待発見のポイント(チェックリスト) ……P 11	資 料
(1) 地域の中で	リスクアセスメント指標 …………… P 37
(2) 集団生活の場で	(参考様式)
(3) 医療機関の場で	虐待相談・通告受付票 …………… P 48
(4) 保健機関の場で	C A 情報連絡票・C A 情報連絡票【記載例】 …………… P 49
	ワーキンググループ会議資料・ワーキンググループ会議資料【記載例】 …………… P 51
	ワーキンググループ会議記録・ワーキンググループ会議記録【記載例】 …………… P 53
4. 発見した場合の初期対応と留意点 …………… P 15	関係機関一覧 …………… P 55
(1) 情報の収集	
(2) 緊急性、重症度の評価	ネットワーク参加機関の一覧 …………… P 65
(3) 援助の際の留意点	
コラム：子どものエンパワメント …………… P 17	
5. 関係機関の役割 …………… P 18	
(1) 児童相談所の役割	
(2) 関係機関の分類	
(3) 関係機関の役割と援助のためのポイント	
(4) 市町村間の情報伝達	
別表 関係機関の特徴と役割 …………… P 26	
6. ネットワークの必要性 …………… P 27	
7. ネットワークの機能と形態 …………… P 28	
(1) ネットワークのタイプ	
(2) 2つのタイプの関係	
(3) ネットワークの活動内容	
コラム：福島のネットワーク …………… P 29	
事 例 ：関係機関の連携による援助で、親子分離 せず地域生活しているケース …………… P 30	